

令和8年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和8年3月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室							
開 会	令和8年3月25日 午後2時58分							
閉 会	令和8年3月25日 午後4時17分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	欠席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			武井 正夫 ・ 尾澤 利彦					
議事参与			藤村 弥 ・ 藤村 剛 ・ 小田嶋 愛 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第8号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第9号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について
- 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく鴻巣市地域計画の変更(案)に対する意見書の提出について
- 議案第14号 「サイバーセキュリティを確保するための方針」における鴻巣市との共同策定について

顛末

令和8年3月25日
開会 午後2時58分

【議長】 これより、令和8年第3回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案の訂正をお願いします。
議案第15号「違反転用事案の報告について」は、議案ではなく、その他の件で報告させていただきますので、議案の削除をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 尾澤 利彦 委員・番号7番 武井 正夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第8号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。このうち、番号14から番号18までは同一の受人への所有権移転であり、関連がありますので、一括して議案審議を行います。

なお、本議案には、〇〇〇〇推進委員が受人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、当該委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員1名の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第8号 農地法第3条の規定に関する件

	<p>所有権の移転 13件 19筆</p> <p>番号11</p> <p>受人は水稻や野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は520日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は147.57アールで、申請地は自宅に隣接する農地であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【尾澤利彦 農業委員】	<p>番号11について報告いたします。受人は水稻や野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【清水 実 推進委員】	<p>番号11について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>番号12 受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は250日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は157.95アールで、自宅から申請地までは100メートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【林 繁雄 農業委員】</p>	<p>番号12について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【椎林幹夫 推進委員】</p>	<p>番号12について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号13</p> <p>受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は13,470.74アールで、自宅から申請地までは2.3キロメートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 繁雄 農業委員】	<p>番号13について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦や野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【椎林幹夫 推進委員】	<p>番号13について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号14から番号18までについて内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号14から番号18</p>

	<p>受人は花卉を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、432.28アールで、自宅から申請地までは1キロメートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 信夫 農業委員】	<p>番号14から番号18について報告いたします。受人は花卉の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、花卉を栽培する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【細井 悟 推進委員】	<p>番号14から番号18について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号19 受人は市内に事業所を置く農地法第2条第3項の要件を満たした農地を所有す</p>

	<p>ることのできる農地所有適格法人です。</p> <p>申請地における小作人は存在しません。受人は今回、売買により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画ですが、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。</p> <p>受人の構成員すべての農作業従事日数は延べ1,450日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は5,121.10アールで、法人の事業所から申請地までは約2キロメートルと農作業を行う上で問題なく、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤利彦 農業委員】	番号19について報告いたします。受人は米麦と野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦や大豆を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井正芳 推進委員】	番号19について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号20について内容説明を事務局からお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号 20</p> <p>受人は今回、売買により新たに農地を取得し、米麦を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、宅地内の家庭菜園についてすべて耕作されており、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を450日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は3.71アールで、申請地は自宅に隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【新井 勉 農業委員】</p>	<p>番号20について報告いたします。受人は、今回の申請地において、米麦を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【上谷一海 推進委員】</p>	<p>番号20について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号 21</p>

	<p>受人は今回、売買により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を500日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1.95アールで、申請地は自宅に隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井正夫 農業委員】	<p>番号21について報告いたします。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【福島政則 推進委員】	<p>番号21について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号22について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号22 受人は今回、遺贈により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はあ</p>

	りませんが、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を150日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は5.58アールで、申請地は自宅に隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号22について報告いたします。今回の申請地は、遺言書に基づき、亡くなった祖母から孫である受人へ農地を遺贈し、野菜を作付けする計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【椎林幹夫 推進委員】	番号22について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号23について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号23 受人は野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は720日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1

	<p>1. 72アールで、自宅から申請地までは250メートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【寺山佳宏 農業委員】	<p>番号23について報告いたします。受人は野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井秀樹 推進委員】	<p>番号23について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第8号について原案のとおり決定いたしました。</p>

	(指名された委員 1 名の入室)
【議長】	続きまして議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による転用許可申請 農家住宅（追認） 1 件 4 筆 自己用住宅 1 件 1 筆 番号 2 申請人は現在市内に 1 人で暮らしています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から自己用住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を自己用住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号 2 について調査してまいりました。申請地はおおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第 1 種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野博文 推進委員】	番号 2 について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどお

	り農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号3 申請人は、現在入間市内の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、父から相続した本申請地に建築する話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和7年7月17日付けで農用地区域から除外されています。また、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、申請人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号3について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第1種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当すると判断します。近くに住む母の介護なども見据えて実家の近くで家族と協力し合いながら生活していきたいという条件から、本申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【椎林幹夫 推進委員】	番号3について調査してまいりました。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロック及びマウントアップを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、新設する排水管に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして議案第10号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第10号 農地法第5条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定 1件 1筆 番号8 受人は、現在市内の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、妻の実家近くにある妻の祖父所有の本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、借受人が引き続き耕作をするとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【伊藤政士 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第1種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越秀夫 推進委員】	番号8について調査してまいりました。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願

	<p>番号 1</p> <p>申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しているとのことです。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として、対象の農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井正夫 農業委員】	<p>番号 1 について報告いたします。令和 7 年 3 月 23 日に買い取り事由が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、生前に農業を継続して行っていた者と認められるため、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと考えます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号 2 について、内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号 2</p> <p>申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しているとのことです。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として、対象の農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井正夫】	<p>番号 2 について報告いたします。令和 7 年 8 月 28 日に買い取り事由が生じた</p>

<p>農業委員】</p>	<p>者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、生前に農業を継続して行っていた者と認められるため、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと考えます。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第11号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第11号について原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇農業委員、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員について、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、7名の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員7名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、〇〇〇〇 外88名より</p>

	<p>賃借権の設定 1 2 5 件 7 3 7 筆 6 8 9, 9 1 2. 4 1 m²</p> <p>使用貸借権の設定 2 9 件 7 5 筆 5 2, 1 0 5 m²</p> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【秋池 功 農業委員】	耕作者が病気等でやむを得ず契約期間の途中で耕作できなくなった場合には、どのような対応が考えられますか。
【事務局】	病気等で、田植えはできたが、稲刈りはできなくなってしまった等、期間途中で耕作できなくなってしまった場合に、近隣の耕作者の方々に依頼し、協力して対応していただいた事例があります。委員の皆様で、もし事例を把握された場合には、速やかに事務局までご相談ください。
【議長】	その他に質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第12号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第12号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し送付いたします。
	(指名された委員7名の入室)
	続きまして、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく鴻巣市地域計画の変更(案)に対する意見書の提出について上程します。事務局である農政課より議案説明をお願いいたします。

<p>【農政課】</p>	<p>議案第13号 農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく鴻巣市地域計画の変更（案）に対する意見書の提出について</p> <p>高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地の増加等が懸念される中、農業経営基盤強化促進法の改正が令和5年4月1日に施行され、地域において目指す将来の農地利用の姿を明確化し、農地バンクを活用した農地の集約化等を推進することとなりました。</p> <p>そのため、本市においても、地域の農業者や農地所有者等の話合いと合意をもとに、農地の10年後の耕作者計画を記した「目標地図」を作成し、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化を加速させる計画である、「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を令和7年3月に策定しました。</p> <p>また、農業振興地域の整備に関する法律においては、農用地区域からの除外をする際に、「地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」等が要件とされており、対象農地において農業を担う者が特定されている場合には、地域計画の変更手続きが必要となります。</p> <p>そこで、今回の地域計画の変更については、川里中学校の駐車場拡幅に伴う農用地区域からの除外の計画があるため地域計画から当該農地の指定を除外するものです。</p> <p>併せて、従来より農地の集積・集約が進んでいることから、目標地図に位置付ける者の経営面積を、現在の状況に合わせた面積に修正し、集積率についても変更しております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（全員挙手）</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第13号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し送付いたします。</p>
<p>【議長】</p>	<p>続きまして、議案第14号「サイバーセキュリティを確保するための方針」に</p>

<p>【事務局】</p>	<p>おける鴻巣市との共同策定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案第14号「サイバーセキュリティを確保するための方針」における鴻巣市との共同策定について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、令和8年4月1日から、全ての地方公共団体の執行機関等は「サイバーセキュリティを確保するための方針」を策定し、必要な措置を講じることが義務付けられました。</p> <p>本市農業委員会においても、法改正への対応として、同方針を策定する必要がありますが、効率化のために複数の執行機関が共同で策定することも可能とされていることから、事務局としては、鴻巣市と共同で策定することが望ましいと考えております。</p> <p>また、共同策定にあたっては、市では今般の法改正以前から独自に「情報セキュリティ基本方針」を策定済みでしたので、こちらを見直したものを同方針として位置付けることが最適であると考えております。</p> <p>つきましては、市との共同での策定を前提としながら、既存の「鴻巣市情報セキュリティポリシー」を同方針に位置付けることについて、皆様に意見を伺うものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第14号について原案のとおり策定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第14号について、事務局の説明のとおり、「サイバーセキュリティを確保するための方針」を市と共同で策定すること及び市の既存の「情報セキュリティ基本方針」の見直しを行ったものを同方針として位置付けることを決定いたします。</p>

	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和8年2月11日～令和8年3月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>4件</td> <td>6筆</td> <td>1,591㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>11件</td> <td>19筆</td> <td>3,954.91㎡</td> </tr> <tr> <td>農業用倉庫に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>57.10㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>16件</td> <td>26筆</td> <td>5,603.01㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございますか。</p>		4件	6筆	1,591㎡	所有権の移転	11件	19筆	3,954.91㎡	農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	57.10㎡	合計届出件数	16件	26筆	5,603.01㎡
	4件	6筆	1,591㎡														
所有権の移転	11件	19筆	3,954.91㎡														
農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	57.10㎡														
合計届出件数	16件	26筆	5,603.01㎡														
【一同】	(質問なし)																
【議長】	続きまして、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告 お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。																
【秋池 功 親睦会会長】	・令和7年度親睦会費会計報告について (監査報告)																
【議長】	事務局から何かありますか。																
【農政課】	・補助金についての説明																
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用事案の報告について ・活動記録簿の提出について ・令和8年度 活動記録簿(月報)の配布について ・農振除外審議会について(4月定例会前に開催) ・改選スケジュール(案)の配布について ・次期農業委員、推進委員の候補者見込みアンケートについて ・農地パトロール結果について ・令和9年度農地利用最適化施策に関する意見について 																
【議長】	これをもちまして、令和8年第3回定例会を閉会いたします。																

なお、次回の定例会は令和8年4月24日（金）午後2時30分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時17分